［削る］

［削る］

第八条　検査法施行令別表の七の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　航空機用燃料（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該航空機用燃料の北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

二　新品のヘリコプター（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該ヘリコプターの北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

三　新品の船舶（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該船舶の北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

第九条　検査法施行令別表の八の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　石炭であって、次のいずれかに該当しないもの

イ　北朝鮮以外の国又は地域において採掘された石炭であって、かつ、羅津（羅先）港から北朝鮮以外の国又は地域に向けて北朝鮮を通じて輸送されたと当該石炭の輸入国が確認するもの（輸入国が、事前に国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会に通報し、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しない場合に限る。）

ロ　北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動に関連している個人又は団体が関与するものではなく、専ら生計目的のために輸出される石炭であって、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないもの（ただし、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が別に定める場合は、この限りでない。）

二　鉄鋼及び鉄鋼製品（専ら生計目的のために輸出されるものであって、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないものを除く。）

三　鉄鉱（精鉱を含む。）（専ら生計目的のために輸出されるものであって、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないものを除く。）

四　金

五　チタン鉱（精鉱を含む。）

六　バナジウム鉱（精鉱を含む。）

七　希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物

八　銅

九　ニッケル

十　銀

十一　亜鉛

十二　銅像その他の像（国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該像の北朝鮮からの輸入を事前に承認したものを除く。）